

○厚生労働省告示第百六十六号

臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条第一項第五号及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の十八第二項の規定に基づき、臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年四月一日から適用する。ただし、第一条中臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準（昭和五十六年厚生省告示第十六号）別表第一の改正規定及び第二条中放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法（平成十二年厚生省告示第三百九十八号）別表第三の改正規定は、公布の日から適用する。

令和二年四月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の一部を改正する告示

(放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の一部
改正)

第二条 放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法(平成十二年厚生省告示第三百九十八号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

(実効線量及び等価線量の算定)

第三条 (略)

2 規則第三十条の十八第二項に規定する等価線量は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、いずれか適切なものとする~~こと~~。
- 三 (略)

別表第三 (第二条関係)

放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取した場合の実効線量係数等

第一欄		第二欄	第三欄
放射性同位元素の種類		(略)	(略)
核種	化学形等		
(略)	(略)		
¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</u>		
(略)	(略)		
¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</u>		
(略)	(略)		
¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</u>		
(略)	(略)		

改正前

(実効線量及び等価線量の算定)

第三条 (略)

2 規則第三十条の十八第二項に規定する等価線量は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とする~~こと~~。
- 三 (略)

別表第三 (第二条関係)

放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取した場合の実効線量係数等

第一欄		第二欄	第三欄
放射性同位元素の種類		(略)	(略)
核種	化学形等		
(略)	(略)		
¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物、水酸化物及び金属銀</u>		
(略)	(略)		
¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物、水酸化物及び金属銀</u>		
(略)	(略)		
¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物、水酸化物及び金属銀</u>		
(略)	(略)		

104 Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀 (略)	104 Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u> (略)
104m Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀 (略)	104m Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u> (略)
105 Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀 (略)	105 Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u> (略)
105m Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀 (略)	105m Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u> (略)
106 Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀 (略)	106 Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u> (略)
106m Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀 (略)	106m Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u> (略)
108 Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀 (略)	108 Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u> (略)
108m A	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀 (略)	108m Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u> (略)
109m Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀 (略)	109m Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u> (略)
110 Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀 (略)	110 Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u> (略)

110 ^m Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</u> (略)		
(略)			
111Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</u> (略)		
(略)			
111 ^m Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</u> (略)		
(略)			
112Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</u> (略)		
(略)			
113Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</u> (略)		
(略)			
113 ^m Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</u> (略)		
(略)			
115Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</u> (略)		
(略)			
110 ^m Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物、水酸化物及び金属銀</u> (略)		
(略)			
111Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物、水酸化物及び金属銀</u> (略)		
(略)			
111 ^m Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物、水酸化物及び金属銀</u> (略)		
(略)			
112Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物、水酸化物及び金属銀</u> (略)		
(略)			
113Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物、水酸化物及び金属銀</u> (略)		
(略)			
113 ^m Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物、水酸化物及び金属銀</u> (略)		
(略)			
115Ag	硝酸塩、硫化物、 <u>酸化物、水酸化物及び金属銀</u> (略)		
(略)			